

教員免許状更新講習運営連絡協議会規則

平成21年3月31日
制 定

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(設置)

第1条 奈良教育大学は、奈良県内の大学、短期大学及び教育機関（以下「協力大学等」という。）並びに奈良県教育委員会と連携を図り、教員免許状更新講習を円滑に運営することを目的とし、奈良教育大学に教員免許状更新講習運営連絡協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 教員免許状更新講習に係る連絡調整に関すること
- 二 教員免許状更新講習の運営及び改善に関すること
- 三 その他、教員免許状更新講習全般に関すること

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 奈良教育大学副学長（教育担当）
- 二 奈良教育大学教員免許状更新講習運営委員会副委員長
- 三 奈良教育大学教員免許状更新講習担当特任教員
- 四 協力大学等から各2人
- 五 奈良県教育委員会事務局から1人

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置く。

2 委員長は、奈良教育大学副学長（教育担当）をもって充てる。

(副委員長)

第5条 協議会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員長の指名による。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 協議会に関する事務は、奈良教育大学企画連携課において処理する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 39 号）

この規則は、平成 27 年 7 月 29 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。